



イージー＆スマートに
ダイレクト申請！

農林水産省 共通申請サービス ・サモ・レレ・始まりました

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（サモ・レレ）を構築しました！

3,000以上の手続きが申請可能！

- 認定農業者制度 ■経営所得安定対策 ■収入保険 ■強い農業づくり総合支援交付金事業
- 環境保全型農業直接支払交付金 ■集落農業振興地域制度 等

現在申請可能な手続きの一覧はこちら⇒ [クヤーユ疎同昂 ソコ欄ア櫛強クギュサモソイアオフサヤオシオオ村](#)

Point 1 自宅のPC、スマホから申請可能に

役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコン※1、スマートフォン※2、タブレットからも申請できます。

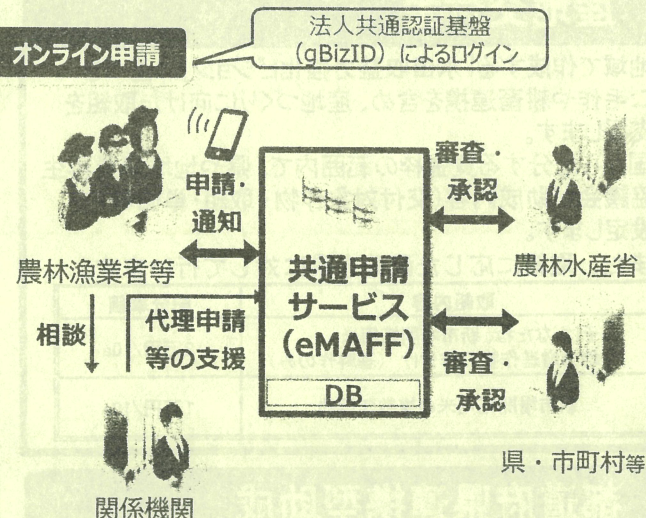
ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省けます。

- ※1 ムハは、ノギンアユ・、（ブラウザはルアケサソクアウサ、モアキリレキザイ、モキョアアホロシサ（ソクアウキウ）又はウソムハ・以上（同ルアケサソクアウサ、モアキリレキザイ、一サヘソコサ）の動作を保証
- ※2 ムハは、イショキモ以上（同ルアケサソクアウサ）又はムハ・以上（同一サヘソコサ）の動作を保証

Point 2 紙の管理が不要に

申請書類を紙で管理する必要はありません。

過去の申請情報も利用できるため、申請様式を記入する手間が省けます。



Point 3 審査状況の確認も簡単

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することもできます！

ご利用実績（令和4年12月26日時点）

ご利用ユーザ数：約1.3万人

累計申請数：約2万件

農林水産省

eMAFFご利用までの流れ

「gBizID エントリー」の取得

サモ・レレでは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム「ゲ・サモ・レレ」の登録が必要です。
※ゲ・サモ・レレアカウントは、無料で登録いただけます。

詳しい取得方法は、以下のサモ・レレポータルをご覧ください。

サモ・レレポータル：<https://e.maff.go.jp>

「eMAFF プライム」の取得

gBizで
本人確認
する場合

- ◆ 法人は法務省が発行する印鑑証明書、個人事業主は市町村が発行する印鑑登録証明書の提出を行うと、ゲ・サモ・レレ エントリーからゲ・サモ・レレ プライムに昇格します。
- ◆ ゲ・サモ・レレ プライムでサモ・レレにログインします。サモ・レレポータル画面右上にある「ログイン」からゲ・サモ・レレ（メールアドレス）とパスワードを入力すると、サモ・レレ プライム（サモ・レレ プ）が自動生成されます。

eMAFFで
本人確認
する場合
（※個人事業主
に限ります）

- ◆ サモ・レレポータル画面右上にある「ログイン」からゲ・サモ・レレ（メールアドレス）とパスワードを入力すると、本人確認が必要なサモ・レレ エントリーが自動生成されます。
- ◆ 本人確認は、
 - ・マイナンバーを用いてオンラインで行う方法
 - ・審査機関（国、自治体、地域農業再生協議会等）を訪問し、本人確認証明書を提示して対面で本人確認を行う方法
 があります。
本人確認後、サモ・レレ プライムに昇格します。

サモ・レレを利用する場合、利用規約に同意していただく必要があります（初回ログイン時）。

eMAFFを利用してオンライン申請

各制度のマニュアル等を参照の上、オンライン申請を行ってください。

マニュアル：<https://e.maff.go.jp/Manual>

Wiki：<https://e.maff.go.jp/Wiki>

／ サモ・レレフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>
フロヤ：0570-550-410(ナビダイヤル)

平日・時 9 時～17 時（土日祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ

農林水産省

令和5年度 経営所得安定対策等の概要

東北農政局
福島県拠点

【お知らせ】 令和5年度の交付申請期間は、4月1日(土)から6月30日(金)までです。

※詳しくは、最寄りの地域農業再生協議会又は東北農政局福島県拠点にお問い合わせ下さい。

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)【水田・畑地共通】 R5概算決定198,433百万円

- ◇担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付します。
- ◇認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象です。(いずれも規模要件はありません)
- ※ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは交付対象外。

令和5年産から交付単価が

免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分かれます。

注) 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

数量払

◇交付単価は令和5～7年産に適用され、品質区分に応じて増減されます。

	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はだか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者向け 平均交付単価	5,930	5,810	4,850	8,630	9,430	16,720	7,710
免税事業者向け 平均交付単価	6,340	6,160	5,150	9,160	9,840	17,550	8,130

※麦、大豆、そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法により助成対象数量が確認出来ることが条件。

面積払

当年産の作付面積に基づき交付

(数量払を基本に、その内金として面積払を先払い)

※当年産の作付けが確認でき、数量払の交付申請を行う者が交付対象。

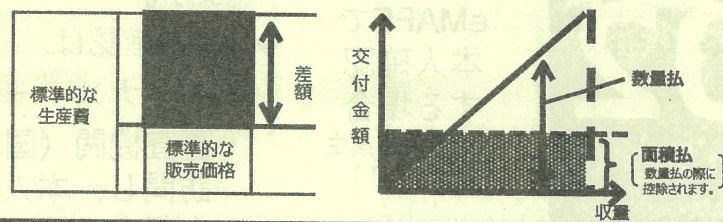
20,000円/10a

(そばについては、13,000円/10a)

畑作物の直接支払交付金のイメージ

＜交付単価のイメージ＞

＜数量払と面積払との関係＞

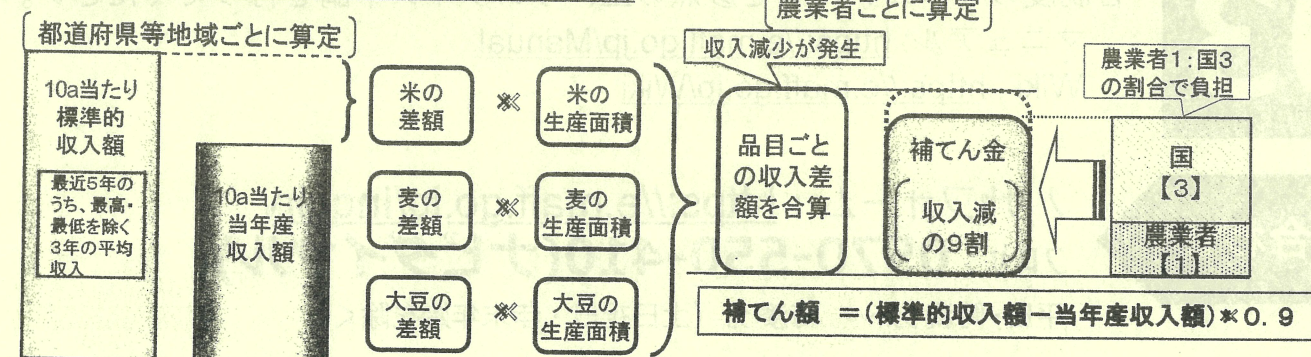


米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) R5概算決定52,765百万円

- ◇農業者の米、麦、大豆等の10a当たり当年産収入額(10a当たりの収入計)が標準的収入額を下回った場合に、その差額9割を補てんします。
- ◇補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- ◇このため、農業者の積立金の拠出が必要となりますが、積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。
- ◇認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象です。(いずれも規模要件はありません)

※ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは交付対象外

【注】ナラシ対策と収入保険の同時加入はできません！



水田活用の直接支払交付金 R5概算決定305,000百万円

- ◇水田で麦、大豆、飼料用米、野菜等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。
- ◇支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農です。

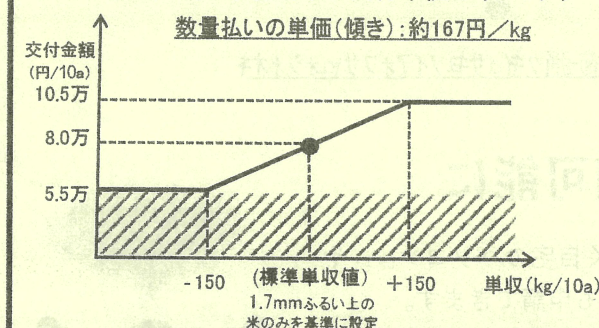
1 戦略作物助成(基幹作のみ対象)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1: 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2: 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)となる。

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1: 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない方法により助成対象数量が確認出来ることが条件。

注2: 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的単収)を適用します。なお、各地域における標準単収値は当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整。

2 産地交付金

- ・地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。
- ・国から配分する資金枠の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定します。
- ・また、取組に応じた配分を県に対して行います。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

3 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

4 コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

※予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

- ① 対象作物
令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米(パン・めん用の専用品種)
- ② 交付単価
新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米(パン・めん用の専用品種) 9万円/10a

5 畑地化促進助成

(R4補正予算額25,000百万円)

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

※予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

- ① 畑地化支援 高収益作物:17.5万円/10a
畑作物(高収益作物以外)14.0万円/10a
- ② 定着促進支援
ア 高収益作物:2万円(3万円)/10a×5年間(①とセット)
イ 畑作物(高収益作物以外):2万円/10a×5年間
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援:1万円/10a

6 畑地物産地形成促進事業

(R4補正予算額 30,000百万円)

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

※予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

- ① 対象作物: 令和5年産の麦、大豆、子実用とうもろこし高収益作物(加工・業務用野菜等)
- ② 交付単価:4万円/10a
- ③ 加算措置: 令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算(畑地化加算)

交付対象水田

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
 - 1 湛水管理を1か月以上行うこと
 - 2 運作障害による収量低下が発生していないこと
- ・また、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。
 - 1 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - 2 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

お問合せ先

フリーダイヤル

0120-38-3786

お気軽に、無料電話相談

受付時間: 平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意: 携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など、一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。